中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金交付要綱

令和３年３月２３日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、若者の地元定着を図り、地域コミュニティの維持及び活力あるまちづくりを推進するため、市内において住宅を取得し、定住する新婚世帯を応援することを目的とする。

２　中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　住宅　玄関、居室、台所、トイレ及び浴室を備えている独立した住居（併用住宅については、居住の用に供する部分のみとする。）をいう。

（２）　定住　中津川市の住民基本台帳に登録され、中津川市内の住宅に、引き続き５年以上居住することをいう。

（３）　取得　住宅を新築し、新築された住宅を購入し、中古住宅（過去に人の居住の用に供されていた住宅をいう。）を購入（１親等以内の親族からの購入を除く。）し、又は増築することをいう。

（４）　基準日　取得の契約を締結した日をいう。

（５）　新婚夫婦　基準日において、婚姻届の届出日から５年以内又は基準日から補助金の交付申請日までに婚姻届の届出をした夫婦をいう。

（６）　増築　既存の住宅の床面積を増やすこと（固定資産税にかかる家屋評価を受けたもの又は受ける予定のものに限る。）をいう。

（７）　転入者　第６条の規定による補助金の交付の申請を行った日の属する年の１月１日以後に中津川市へ転入した者をいう。

（８）　市税　中津川市において課税される市民税、固定資産税及び軽自動車税及び中津川市に転入する前の住所地において課税されていた住民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。

（補助金の対象となる住宅）

第３条　補助金の対象となる住宅又は増築（以下「対象住宅」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

（１）　新婚夫婦により、令和３年４月１日以後に取得に係る契約がされ、引き続き所有されているもの

（２）　取得の金額が100万円（税抜き）を超えているもの

（３）　過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないもの

２　対象住宅のうち増築については、前項の規定によるほか、次のいずれにも該当するものとする。

（１）　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の三親等以内の親族により所有されているもの。

（２）　当該住宅を含む固定資産税に未納がないこと。

（補助の対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）　新婚夫婦であり、かつ、次のいずれかに該当する者

ア　基準日における夫婦の合計年齢が80歳以下の者

イ　基準日において中学生以下の子がいる者

（２）　定住する意思を持っている者

（３）　対象住宅に居住する者が市税を滞納していないこと。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又はその関係者等の補助金を交付されることが適当でないと市長が認める者でないこと。

（５）　過去にこの要綱及び中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金交付要綱（平成28年３月25日決裁）による補助金の交付を受けたことがない者

（補助金の額）

第５条　補助金は、予算の範囲以内で交付するものとし、補助金の額は30万円とする。

２　住宅を新築し、又は新築された住宅を購入した場合は、前項に規定する額に10万円を加算する。

３　中津川市内の個人事業者又は中津川市内に本店を有する法人との契約により住宅を取得した場合は、第１項に規定する額に10万円を加算する。

（補助金の交付申請）

第６条　申請者は、基準日から１年６月以内に中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　世帯全員の住民票

（２）　戸籍全部事項証明（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明（戸籍抄本）

（３）　工事請負契約書又は売買契約書の写し

（４）　対象住宅の平面図（増築の場合は、増築部分が分かるもの）

（５）　完成後の外観写真（増築の場合は、増築部分が分かる着工前と着工後の写真も必要）

（６）　世帯全員（課税のある者に限る。）の市税の未納がないことが分かる証明書（転入者に限る。）

（７）　新婚夫婦の所得証明書　（転入者に限る。）

（８）　誓約書兼同意書（様式第２号）

（９）　対象住宅の登記事項証明書又は対象住宅の所有者が分かるもの

(10)　増築に係る対象住宅の既存の住宅の所有者の固定資産税についての完納証明書（当該既存住宅の所有者と申請者が異なるときに限る。）

(11)　増築に係る対象住宅の既存の住宅の所有者と申請者の関係の分かる書類（当該既存住宅の所有者と申請者が異なるときに限る。）

(12)　その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、取得の契約者でなければならない。この場合において、当該対象住宅が共有名義の場合は、持分が多い者(持分割合が同じである場合は、そのうちの任意の者とする。)とする。

（交付の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付することに決定したときは、申請者に対し補助指令書により通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第８条　前条第１項の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金請求書（様式第４号）により市長に補助金の交付を請

求するものとする。

（交付の取消し）

第９条　市長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたことが分かったときは、これを取り消し、補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

（移住定住に関わる協力依頼）

第10条　交付決定者は、市が行うアンケートその他事業の円滑な実施に係る調査等に協力するものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるものほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の前１月以内の期間内に取得の契約をした者については、この要綱を適用する。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

４　この要綱の失効前に、第６条に定める中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金交付申請書が提出された住宅については、この要綱は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先（電話）

中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金交付申請書

次のとおり中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金の交付を受けたいので、中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金交付要綱第６条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額	円
取得費用（土地代を除く。）	円（税抜き）
建築場所又は所在地	中津川市
取得区分	□新築　　□購入（新築・中古）　□既存住宅の増築
契約日	年　　月　　日
婚姻届出日	年　　月　　日
延床面積	自己の居住部分　　㎡ 居住以外（店舗利用等）の部分　　㎡ 計　　㎡

《添付書類》
1　世帯全員の住民票
2　戸籍全部事項証明（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
3　工事請負契約書又は売買契約書の写し
4　対象住宅の平面図（増築の場合は、増築部分が分かるもの）
5　完成後の外観写真（増築の場合は、増築部分が分かる着工前と着工後の写真も必要）
6　世帯全員（課税のある者に限る。）の市税等完納証明書又は市税の未納がないことが分かる証明書（転入者に限る。転入者にあっては、転入前の住所における市税の未納のないことが分かる証明書。）
7　新婚夫婦の所得証明書（転入者に限る。）
8　誓約書兼同意書（様式第２号）
9　対象住宅の登記事項証明書又は対象住宅の所有者が分かるもの
10　対象住宅の所有者の固定資産税についての完納証明書（当該既存住宅の所有者と申請者が異なるときに限る。）
11　増築に係る対象住宅の既存の住宅の所有者と申請者の関係の分かる書類（当該既存住宅の所有者と申請者が異なるときに限る。）
12　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先（電話）

誓約書兼同意書

私は、中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金交付要綱第６条の規定による補助金の交付申請をするに当たり、申請書提出の日から５年を超えて中津川市に住民票を置き（中津川市の住民基本台帳に登録されることをいう。）、中津川市を生活の本拠地とすることを誓約します。

また、中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金交付要綱に基づく受給資格の認定、変更、補助金の交付決定その他必要な手続のため、申請者及び世帯員全員について、市税に関する状況及び住民票の状況を市の担当者が調査確認することに同意します。このことについて、申請者以外の世帯員全員の同意も得ています。

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先（電話）

中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金請求書

請求金額　　円

年　　月　　日付け中津川市補助指令第　　号による交付決定の中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金として上記の金額を請求します。

取扱金融機関名	銀行　本店 金庫　支店 農協　支所 組合　店
フ　リ　ガ　ナ	
口 座 名 義 人	
種　　別	１ 普通　　２ 当座　　３ その他（　　）
口　座　番　号	

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

中津川市住まいる応援事業補助金交付申請に伴う市税調査承諾書

中津川市長　様

中津川市住まいる応援事業補助金交付申請にあたり、私（下記記載者一同）の中津川市税の納付状況・所得状況について調査を受けることを承諾いたします。

令和　　年　　月　　日

氏　　名	住　　所	印